



# 狂犬病予防注射と犬の登録

市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641				
月	日	曜	時間	実施場所
4	10	金	9:30 ~ 10:40	猪田地区市民センター
			11:00 ~ 11:30	依那古地区市民センター
			13:00 ~ 13:30	比自岐地区市民センター
			14:00 ~ 14:40	神戸地区市民センター
			15:00 ~ 15:30	きじが台地区市民センター
	13	月	9:30 ~ 10:30	(新)三田地区市民センター
			11:00 ~ 11:30	佐那具町コミュニティセンター
			13:30 ~ 14:30	府中地区市民センター
			15:00 ~ 16:00	小田地区市民センター
	20	月	10:00 ~ 11:30	新居地区市民センター
	21	火	9:30 ~ 10:00	上野南部地区市民センター
			10:15 ~ 10:45	緑ヶ丘本町公民館北側(新会場)
			11:00 ~ 11:30	上野西部地区市民センター
			13:00 ~ 13:40	諏訪地区市民センター
	24	金	9:30 ~ 10:20	古山地区市民センター
10:50 ~ 11:10			花垣地区市民センター	
11:30 ~ 11:50			治田ふれあいプラザ	
12:10 ~ 12:30			(旧)白樫農協出張所	
14:00 ~ 14:30			花之木地区市民センター	
27	月	14:50 ~ 15:20	長田地区市民センター	
		9:30 ~ 10:10	中瀬地区市民センター	
		10:40 ~ 11:00	蓮池公民館	
		11:20 ~ 11:50	友生地区市民センター	
		12:10 ~ 12:30	下友生第2公民館	
		14:00 ~ 14:30	ゆめぼりすセンター正門前	
14:50 ~ 15:20	久米地区市民センター			
15:40 ~ 16:00	八幡町市民館			

伊賀支所住民福祉課 ☎ 45-9104 FAX 45-9120				
月	日	曜	時間	実施場所
4	14	火	9:15 ~ 10:00	西柘植地区市民センター
			10:15 ~ 10:30	中柘植集落センター
			10:45 ~ 11:00	野村集落センター
			11:15 ~ 11:40	小林集議所
			13:00 ~ 13:30	倉部公民館
			13:45 ~ 14:15	下町区コミュニティセンター
			14:30 ~ 14:45	いがまち人権センター
			15:00 ~ 15:15	上村多目的集会所
			15:30 ~ 15:45	小杉高齢者等活性化センター
			15	水
	9:45 ~ 10:15	川東多目的集会所		
	10:30 ~ 11:00	山畑農事集会所		
	11:15 ~ 12:00	希望ヶ丘生きがいセンター		
	13:30 ~ 14:00	愛田公民館		
	14:15 ~ 14:45	新堂元気老人ステーション		
15:00 ~ 15:15	柏野公民館			
15:30 ~ 15:45	御代区駐車場			

## ■ 狂犬病予防注射をしましょう

飼い犬には「狂犬病予防注射」を毎年1回、4月1日から6月30日の間に受けさせることが、狂犬病予防法などで定められています。

予防注射は、各動物病院か、市が(公社)三重県獣医師会の協力のもと実施する「狂犬病予防集合注射」の会場で受けることができます。左の表で日程を確認し、最寄りの会場で受けてください。

### 【料 金】

- 登録済みで注射のみの場合：3,200円
- 登録と同時に注射をする場合：6,200円  
(登録3,000円と注射3,200円)

※当日、おつりがいらぬように準備してください。

人の命と愛犬の命を守るために、登録と注射は必ずしましょう。

## ■ 集合注射の注意事項

- ①注射の案内はがきが届いた人は、注射当日にはがきを必ず持ってきてください。はがきがないと受付に時間がかかります。(動物病院で注射する場合も同様)
- ②はがきの裏面にある問診表に記入して持ってきてください。犬の体調が悪い場合などは、獣医師の判断により注射をしないことがあります。妊娠中の犬へは予防注射はできません。
- ③犬をコントロールできる人が、連れてきてください。
- ④首輪にリードを付けるか、キャリーバッグに入れた状態で連れてきてください。また、注射の妨げになる場合がありますので、服は着せないでください。
- ⑤会場ではリードを短く持ち、ほかの犬や人にかみつかないよう気をつけてください。事故やトラブルが発生した場合、市や獣医師会は責任を負いません。
- ⑥ふん・尿の始末は飼い主が行ってください。

## ■ 愛犬の登録を

犬を飼う場合、狂犬病予防法により、必ず登録しなければなりません。

登録は「生涯登録」で、最初の1回のみです。市民生活課・各支所住民福祉課・委託動物病院・集合注射会場で登録でき、まだ登録していない飼い犬や新しく飼いだめた生後91日以上の子犬が対象です。

※注射の案内はがきが届いた人で、はがき表面の右下に「未登録」と書かれている場合、必ず登録してください。

青山支所住民福祉課 ☎ 52-3227 FAX 52-2174			時間	実施場所
4	9	木	9:30～9:40	古田集議所
			10:00～10:20	霧生農研研修センター
			10:30～10:40	腰山コミュニティセンター
			11:00～11:50	桐ヶ丘地区市民センター
			13:30～13:40	上高尾生活改善センター
			13:50～14:00	原池集議所
			14:15～14:30	種生生活改善センター
	10	金	14:50～15:30	青山支所
			10:00～10:15	上津コミュニティセンター
			10:25～10:40	妙楽地生活改善センター
			10:50～11:10	北山公民館
			11:25～11:35	別府集議所
			11:45～11:55	青山羽根生活改善センター
			13:20～13:30	青山文化センター
13:50～14:40	桐ヶ丘地区市民センター			
14:50～15:30	青山支所			

島ヶ原支所住民福祉課 ☎ 59-2109 FAX 59-3196			時間	実施場所
4	20	月	13:30～14:10	正月堂前
			14:40～15:30	島ヶ原支所裏

阿山支所住民福祉課 ☎ 43-0333 FAX 43-1679			時間	実施場所		
4	16	木	9:30～10:00	槇山多目的集会施設		
			10:15～10:30	内保集落センター		
			10:45～11:30	玉滝地区市民センター		
			13:00～13:10	湯舟コミュニティセンター		
			13:20～13:40	西湯舟生活改善センター		
			13:50～14:00	東湯舟コミュニティセンター		
			14:10～14:30	いきいきセンター		
			14:40～14:55	鞆田地区市民センター		
			15:05～15:30	下友田多目的集会所		
			17	金	9:30～9:45	波敷野消防倉庫
					10:00～10:15	音羽生活改善センター
					10:30～11:00	丸柱地区市民センター
	11:15～11:35	石川集落センター				
	13:00～13:40	阿山支所西側				
	13:55～14:10	川合公民館				
	14:25～14:50	阿山ハイツ公民館				
	15:00～15:30	円徳院コミュニティセンター				

大山田支所住民福祉課 ☎ 47-1163 FAX 46-1764			時間	実施場所
4	22	水	9:00～9:10	坂下コミュニティーホール前
			9:20～9:30	中馬野公民館
			9:40～9:50	奥馬野公民館
			10:00～10:10	広瀬公民館
			10:20～10:40	川北公民館
			10:50～11:00	中村公民館
			11:10～11:20	鳳凰寺公民館
			11:30～11:40	甲野公民館
			13:15～13:45	大沢公民館
			13:55～14:05	千戸公民館
			14:15～14:25	炊村公民館
			14:35～14:45	畑村公民館
	23	木	14:55～15:10	大山田保健センター
			9:00～9:15	上阿波公民館
			9:25～9:40	子延公民館
			9:50～10:00	平松公民館
			10:10～10:30	富永公民館
			10:40～10:50	猿野公民館
			11:00～11:20	須原公民館
			11:30～11:40	下阿波公民館
			13:15～13:30	真泥公民館
			13:40～13:55	中島公民館
			14:05～14:15	富岡公民館
			14:25～14:35	出後公民館
14:45～14:55	平田公民館			
15:05～15:20	大山田保健センター			

## ■ 鑑札と注射済票を装着させましょう

登録した場合は「鑑札」を、狂犬病予防注射を受けた場合は「狂犬病予防注射済票」を交付します。狂犬病予防法により、犬の飼い主には、飼い犬に鑑札・注射済票を装着させる義務があります。  
※今年度の注射済票は青色です。

## 伊賀市の鑑札・注射済票デザイン

### 《鑑札》



《サイズ》  
横 30mm×縦 20mm

### 《狂犬病予防注射済票》



《サイズ》  
横 18mm×縦 25.2mm

## ■ 犬の転居・死亡

犬を連れて引っ越したり、犬が亡くなった場合、必ず市民生活課または各支所住民福祉課まで届け出てください。届出がないと、登録情報は変更されません。

### 【転居の届出先】

- 市内での転居⇒伊賀市役所市民生活課  
各支所住民福祉課
- 市内から市外への転出⇒転出先の市役所など
- 市外から市内に転入⇒伊賀市役所市民生活課  
各支所住民福祉課

【問い合わせ】 市民生活課 ☎ 22-9638 FAX 22-9641